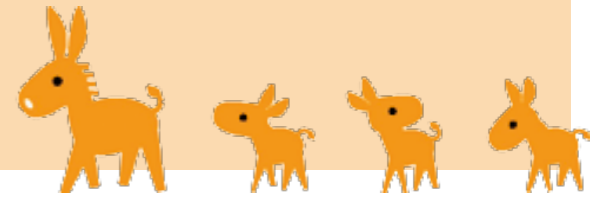


住み慣れた地域で暮らし続けるために

問い合わせ

介護保険課包括支援係 ☎(929)3210
 地域包括支援センター ☎(929)3211

～地域包括ケアシステムの構築に向けて～



現在、市の高齢化率は26.5%（平成28年12月末時点）であり、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）には、さらなる高齢化率の上昇が予想されます。

そのため、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

市では、平成27年の介護保険制度の改正以降、さまざまな事業を新たに展開しています。



平成29年4月から
**太宰府市介護予防・
 日常生活支援総合事業**
 が始まりです！

これまで介護予防給付として提供していた要支援認定者への「訪問介護」と「通所介護」は、介護予防と日常生活の支援を総合的に推進していく「介護予防・日常生活支援総合事業」における「介護予防・生活支援サービス」へ移行します。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」で構成され、多様なサービスを整備しながら、高齢者の自立支援を促します。

これまで実施してきた介護予防教室なども「一般介護予防事業」として、すべての高齢者を対象とした事業となり、より一層リハビリテーション活動に努めた地域活動へ展開していきます。

平成28年度から認知症
総合支援事業を開始
 しました！

今後、高齢者が増えるとともに認知症の人も増え続け、平成37年には、認知症の人が5人に1人になるとも言われています。

そこで、市では、地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を2人配置し、認知症に関する相談対応や、認知症サポーター養成講座などの認知症に関する普及啓発に取り組んでいます。



また、平成28年9月に発足した「認知症初期集中支援チーム」とも連携し、認知症の人やその家族が安心して日常生活が送れるように支援しています。



■**オレンジリングとは**
 オレンジリングは、認知症サポーターに配られ、認知症の人やその家族を応援する人の「目印」であり、連携のしるしです。

本市には現在、認知症サポーターが2,183人（平成28年12月末時点）います。

高齢者の暮らしに関するご相談は地域包括支援センターへ！

地域包括支援センターでは、高齢者のための総合相談窓口として、介護に関することを中心に、さまざまな相談をお受けしていますので、ぜひご利用ください。

成年後見制度をご存じですか？

成年後見制度とは、認知症や知的障がい及び精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る「成年後見人」などを選ぶことで、その人を法的に支援する制度のことです。

市では、社会福祉協議会との共催で、成年後見制度に関する弁護士との個別相談（あんしん相談）を無料で実施していますので、ぜひご利用ください。

在宅高齢者福祉サービスをご活用ください！

高齢者を対象としたサービスは、介護保険のサービスだけではありません。

市では高齢者とその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、主に次のようなサービスを実施しています。

各サービスには対象となる要件がありますので、詳しくは包括支援係までお問い合わせください。

徘徊高齢者等家族支援サービス

認知症による徘徊行動が見られる高齢者を介護している家族などを対象に、GPS装置を貸し出します。高齢者などが所在不明となった場合に、その位置探知システムにより、家族などからの問い合わせに対応します。

緊急通報装置給付事業

一人暮らしの高齢者などに緊急通報装置を給付し、急病や負傷などの緊急事態が発生した時に、ボタンを押すと24時間体制で相談員が対応します。設置時には所得に応じて費用負担が発生する場合があります。

あんしん相談

（要予約）
 日程 毎月第3木曜日
 午後1時～4時

問い合わせ
 社会福祉協議会
 ☎(923)3230

※日程は変更する場合もありますので、詳しくは問い合わせ先にお尋ねください。

高齢者あんしんダイヤル

高齢者本人や家族などからの介護、健康、医療などに関する電話相談を、地域包括支援センターの閉所時（平日午後5時から午前8時30分、土日祝・年末年始）にフリーダイヤルで受け付けます。

☎0120(7838)15

紙おむつ給付サービス

在宅の高齢者などで、要介護・要支援認定者のうち、市県民税が非課税の人を対象

